## ◇給与所得者異動届出書の記入例

## 【退職などで残りの税額を一括徴収(特別徴収義務者が徴収し、本人に代わって納税する方法)とする場合】

			給与支			係る終	\$与F	<b>沂得</b> 者畢	動届出記	<b>基</b>	1.現4	年度	2. 新年月	度 3. 両 <sup>3</sup>	年度	
	お ラ 文 仏 報 音 に係る給与所得者異動届出書															
<u>◎異動があ</u>	った場合は、速やかに提出	してくださ		[(=	F 272 — 0021	)					特別徴収義	<b>会孩</b> 去		000101		◎指定番号・宛名番号・
2		$\widehat{}$	所 在 (住 所	旭	市川市八幡〇丁目 Δ-×					指定番号		932164			年税額等は「市民税・県	
市	川 市 長	<b>給</b> 別	フリガラ	<del>-</del>	カブシキガイシ			宛名番号		1			民税特別徴収税額の決 定・変更通知書」を参照			
		与徴支収	名称又は氏	名	株式会社	<u>Н</u>	川商	 車				課•係	<u>人</u>	事課給与	京係	してください。
。 i 令和	年 月 日 提出	払義							<b>一( ☆</b> )	担当者						
者 者 職氏名印			ĵ	代表取締役 八幡 太郎 幡							氏名	大柏 花子		-		
: <u>}</u>			個人番号区 法人番号		1 1 1	1 1	1	1 1 1	1 1	1 1		電話	(047) -	XXX -XXXX (内紙	XXXXX )	
`` ``	給 与 所	得	者		(ア) 特別徴収税額	(1)		(ウ) 未徴収税額	異動	異 動	の 舅	異動後の	木倒収	し月1日以降 追退職時主での給 σ	退職 手 当 等 ) 支 払 額	
フリガナ イチカワ イチロウ					(年税額)	徴収済	r額	<b>不良状況</b> 領 (ア)ー(イ)	年月日				) 徴収 」	与支払額(	支払予定額)	
	$\rightarrow$	∸朗			円	6	н	9		1.退	職 1. 勤	特別往継続(	444	円 1,234,567	円 5 <b>.</b> 400 <b>.</b> 000	
生年月		〇〇年	T T T				月から	月から		3. 合 4. 休	併 ②.	<b>*</b>	數収 、			
→個人番				$2 \mid 2$		8	月まで	<b>5</b> 月まで	元・8・31	5. 長期久 - 6. 死	マ勤 世界の	収税額を てまとめて		控除社会 保険料額	勧続 年 数	
1月1現在の住	市川市末広(	)1目	$\triangle - \times$		180,000	45,00	0 円	135 <b>,</b> 000 円		7. 会社解 8. 住所認	,90	普通往	数収 に納付書を	円	年	
給与の支払を なくなった後の										9. その	他一一送付	します		93,210	20	
◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。 ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。																
	一 括 徴 収 の	理	由		徴 収 予 定 相続人の氏名等											
1. 異動が <b>令和</b> 元 年12月31日迄で、申出があったため(8月31日申出)     2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため     (数4)					牧収予定月日 徴収予定額 合計(上記(ウ)と同額 氏名						次のいずれかの理由を必ず選択してください。  1. (普B) 他の事業所で特別徴収				١,	
<ul><li>一括 徴 収 できない理由</li><li>1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収</li></ul>				9	135			(例:乙様) 給与が少れ			が引けない		- 一括徴収した税額を何月			
1. からいったいため 税額より少ないため 2. その <u>4</u> 理由( )					• 円 135,000 住所						(例:年間の給与支払額が○○万円以下)				万円以下)	分で納入するかを記入し てください。
市	一括徴収し	た税額は	<u> </u>	月分(二	10 月 10 日納期	月分)で納入	します。					東	:給与の支払 専従者	が毎月でない)		1月以降の退職の場合は
												(個	人事業主のみ	み対象)		原則一括徴収となります。
	所しい勤務先の (〒	_		· ○日士·	で退職した絵与記	近得考の原	≧いの紐	類を Q日分で⋅	- 拝  て納	新	しい勤務先で	ば	T	※市川市記	入欄	
会	所 在 地 (住 所)		I .		末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納 \							<u>額 円</u> を				
特   -   給別   -   与徴   -	フリガナ (ア)キ タなマけ近夕 (イ)省				特別徴収税額(年税額) 180,000円(6月から翌年5月分) 目 日本的								:す			
支収					')徴収済額 45,000円(6月から8月分) 135,000円(9月から翌年5月分) 135,000円(9月から翌年5月分) 1000円(9月から翌年5月分) 1000円											
支払者 4	代表者の		个							受給者番号等)						
	職氏名印				一括徴収税額(納入額と同額)											
	個人番号又は 法人番号															

4 3 2 1 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
※印の欄は、届出において記入する必要はありません。
※印の欄は、指徴収することが義務づけられています。有一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。
第一人の場合は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号。

新勤務先に送付願います。

御注意